
リニア中央新幹線の 早期実現に関する要請書



平成23年7月

リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会

要 請 書

鉄道網整備につきまして、日ごろから格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪間の時間距離を大幅に短縮し、関東、中部、近畿の各地域間の交流・連携を一層強化するとともに、内陸部における発展を促進する新たな国土の大動脈として、わが国の経済社会を支え、更に災害に強い国土の形成や低炭素社会の実現に貢献するなど、数々のメリットをもたらす極めて重要な社会基盤です。

とりわけ、経済界では時間距離の短縮による様々なビジネスチャンスの創出や生産性の向上により、地域経済ひいてはわが国経済の活性化が図られることに大きな期待を寄せております。

リニア中央新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づく交通政策審議会への諮問・答申を経て、本年5月に国土交通大臣により整備計画が決定されたところであり、6月には東海旅客鉄道株式会社より中央新幹線計画段階環境配慮書が公表されるなど、早期着工に向けた準備が進められているところであります。

貴職におかれましては、リニア中央新幹線の早期全線（東京・大阪間）整備に向けて、とりわけ次の事項につきまして、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 環境影響評価や、全国新幹線鉄道整備法に基づく「工事実施計画」の申請・認可など、必要な手続きを着実に進め、早期着工を図ること。**
- 2 駅の建設費用にかかる地方負担の協議について、国は、建設主体と沿線地域のみに委ねるのではなく、合理的な考え方や基準を示し、両者による協議・調整が円滑に進むよう関与すること。**
- 3 技術開発等による大幅なコストダウンに努めるとともに、全線（東京・大阪間）同時開業のための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。**
- 4 山梨リニア実験線全線を実用レベルの仕様で早期に完成させるとともに、既に営業運転に支障のないレベルに到達している超電導リニア技術については、詳細な営業線仕様及び技術基準等の策定を具体的に進めること。**
- 5 大都市圏におけるリニア中央新幹線の建設が円滑に進められるよう、大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進に取り組むこと。**
- 6 今後のリニア中央新幹線の推進にあたっては、地域の発展に資するよう、駅設置に関することなど地域の意向を十分反映させること。**

平成23年7月



リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会

会長 リニア中央新幹線建設促進
愛知県経済団体協議会会长

高橋治朗

副会長 東京都商工会議所連合会会长

岡村正

副会長 リニア中央新幹線建設促進
神奈川県経済団体協議会会长

佐々木謙二

副会長 リニア中央新幹線建設促進
山梨県経済団体協議会会长

上原勇七

副会長 リニア中央新幹線建設促進
長野県経済団体協議会会长

加藤久雄

副会長 リニア中央新幹線建設促進
岐阜県経済団体協議会会长

堀江博海

副会長 リニア中央新幹線建設促進
三重県経済団体協議会会长

竹林武一

副会長 リニア中央新幹線建設促進
奈良県経済団体協議会会长

西口廣宗

副会長 大阪府商工会議所連合会会长

佐藤茂雄

リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会について

1. 設立 平成7年10月27日
2. 目的 超電導磁気浮上式リニアモーターカーによる中央新幹線と路線と一体となった地域づくり、街づくりを進めるために、沿線経済界の総意を結集して21世紀初頭の実現のため強力に推進することを目的とする。
3. 構成団体及び主な役員
- | | | |
|-----|-------------------------------|-------|
| 会長 | リニア中央新幹線建設促進
愛知県経済団体協議会会长 | 高橋治朗 |
| 副会長 | 東京都商工会議所連合会会长 | 岡村正 |
| " | リニア中央新幹線建設促進
神奈川県経済団体協議会会长 | 佐々木謙二 |
| " | リニア中央新幹線建設促進
山梨県経済団体協議会会长 | 上原勇七 |
| " | リニア中央新幹線建設促進
長野県経済団体協議会会长 | 加藤久雄 |
| " | リニア中央新幹線建設促進
岐阜県経済団体協議会会长 | 堀江博海 |
| " | リニア中央新幹線建設促進
三重県経済団体協議会会长 | 竹林武一 |
| " | リニア中央新幹線建設促進
奈良県経済団体協議会会长 | 西口廣宗 |
| " | 大阪府商工会議所連合会会长 | 佐藤茂雄 |
4. 事業
- (1)国会、関係政府機関、政党、その他関係機関に対する請願、要望
 - (2)中央新幹線建設促進に関する調査研究及び広報啓発
 - (3)地域づくり、街づくりに関する調査研究及び広報啓発
 - (4)その他本会の目的達成に必要な事項